

## 英語法助動詞の意味論(10)

中 野 弘 三

### 3.4.3.3. 認識的法性の顕現化

PA/PM の顕現化ということに関連して、ここで認識的法性についての本稿の考え方を述べておかねばならない。認識的法性に関する本稿の考え方は Palmer (1986, p.51) の述べる次のような見解に従うものである。

“...the term ‘epistemic’ should apply not simply to modal systems that basically involve the notions of possibility and necessity, but to any modal system that indicates the degree of commitment by the speaker to what he says. ...The declarative, moreover, can be regarded as the unmarked (‘unmodalized’) member of an epistemic system...”  
 (「認識的」という用語は、基本的には可能性と必然性という概念を含む法体系だけでなく、話者が自らの発言内容にどの程度責任を負うかその度合いを示す如何なる法体系にも適用されるべきである。(中略)さらに、平叙文は認識的体系の無標の(「法化されない」)構成員と見なすことができる…)

Palmer のこの見解に従うと、文が表す命題の真実性についての話者の判断 (judgement) や信念 (belief) は、その内容の如何を問わず、認識的法性であることになり、したがって、

- (3.171) a . John missed the train.  
 b . John *may<sub>E</sub>/must<sub>E</sub>/will<sub>E</sub>* have missed the train.  
 c . *Possibly/Certainly/Probably* John missed the train.

のような文はいずれも認識的法性を表すということになる。Palmer によると、b と c の文のように、命題が真である可能性／必然性／蓋然性についての話者の判断を表す法表現を含む文はもちろんのこと、法表現を含まない(すなわち、「法化されない」)定言的平叙文の a も無標の(ないしは、ゼロの)認識的法性を表すということになる。定言的平叙文も命題の真実性についての話者の確信(間違いなく真であるという信念)を含意するからである。

ところで、(3.171a)のような定言的平叙文が認識的法性を含むという点に関しては、本稿は Palmer の見解に従うが、それ以上の問題については Palmer とは異なった見解をとる。Palmer に従うと、定言的平叙文は常に無標の(ゼロの)認識的法性を含むということになるが、定言的平叙文が常に等質の認識的法性を伝達するわけではない。

- (3.172) a. *John missed the train, because he arrived at the station too late.*  
 b. *John missed the train, because he hasn't arrived yet.*

これらの文の主節は同一内容の定言的平叙文であるが、伝達内容は少し異なる。a の主節が主張する内容は「ジョンが列車に乗り遅れた」という出来事であり、それが真であるという話者の信念(認識的法性)は言外に含意するに過ぎない。他方、b の主節が主張する内容は単なる出来事ではなく、「ジョンが列車に乗り遅れたのだと思う」という出来事の実在性に対する話者の判断(認識的法性)である。本稿の分析では、b の主節の主張内容がこのようになる理由は because 節の修飾作用により主節の PA が顕現化することによると説明する。「顕現化」という表現を用いる本稿の認識的法性についての考え方は次のようである。認識的法性とは、本稿の発話の意味構造分析においては、命題の実在性についての話者の命題態度 PA(すなわち、命題の実在性について話者の判断/信念)であると見なす。定言的平叙文の発話の意味構造は常に PA を含むので、すべての定言的平叙文には 'I BELIEVE(P)' という意味の無標の認識的法性が潜在するということになる。普通の文脈では、定言的平叙文に潜在する認識的法性は潜在したまま、つまり、含意されるに過ぎない。たとえば、(3.172a) の文脈では認識的法性(話者の判断/信念)を話者が主張していると解釈されることはない<sup>24)</sup>。ところが、命題の実在性が問題となる文脈(場面)では認識的法性(話者の判断/信念)を表す PA が顕現化し、定言的平叙文においても認識的法性が主張されることになる。なお、本稿が認識的法性の顕現化を生み出す文脈として問題にする文脈は言語的文脈であるが、このような文脈は言語的文脈に限らないことを付言しておこう。たとえば、ジョンと待ち合わせの約束をした人達が待ち合わせの場所に来ているが、ジョンが約束の時間を過ぎててもなかなか待ち合わせの場所に到着しないという状況で、その人達の一人が、

24) (3.172a) は、ジョンは駅に遅れて到着したことが原因で列車に乗り遅れたというように、駅に遅れて到着したと列車に乗り遅れたとの間に物理的因果関係を認める普通の解釈ではここで述べた通りであるが、特別な文脈を想定すれば、この文も認識的法性を話者が主張しているとも解釈できる。普通の解釈では、ジョンの駅への到着が遅れたことが先に起こって、それが原因で列車に乗り遅れることになるが、二つの出来事の発生の順序が逆で、ジョンが駅に到着するのが遅すぎたのはどこか別の駅で列車に乗り遅れたせいだと話者が推理している状況を (3.172a) が述べているとした場合、この文は「駅への到着が遅すぎたのだから、ジョンは別の駅で列車に乗り遅れたのだと思う」という話者の認識的判断を表すと解釈できる。

(3.171) a. John missed the train.

と発話した場合には、「ジョンが列車に乗り遅れた」という出来事の報告ではなく、出来事発生についての話者の判断を述べるものと解釈されるであろう。話者の判断（認識的法性）の陳述と解釈されるのは、このような文脈（場面）では(3.172b)の文脈と同様のPAの顕現化が生じるからである<sup>25)</sup>。

さて、本稿で問題にするのは、上述のように、認識的法性の顕現化を生み出す言語的文脈である。これまでの考察から明らかのように、そのような言語的文脈の典型が、(3.167)に示した修飾語付加による顕現化の原則に従って認識的法性の顕現化を引き起こす文脈である。(3.172b)のように、真理接続詞に導かれた副詞節が主節のPAを修飾することによって認識的法性の顕現化が引き起こされる事例は前節でも多く見てきたが、(3.167)の原則が予測する通り、真理接続詞に導かれた副詞節に限らず、PAの修飾語として機能し得る表現の定言的平叙文への付加は、同様の認識的法性の顕現化を引き起こす。

(3.173) a. John hasn't arrived yet. *So* he missed the train. (= *So I believe (or conclude) that* he missed the train,)

b. The rules cannot be broken, *therefore* the dean knew some way around them that allowed him to hire John.—Sweetser 1982 (= The rules cannot be broken, *therefore I believe (or conclude) that*....)

これらの文の *so*, *therefore* は真理接続詞 *because* に導かれた副詞節とほぼ同一の機能を持つので、認識的法性の顕現化に作用することは不思議でないと言えるが、(3.167)の原則が予測するさらに重要な事実、従来から認識的法性を表す代表的な表現で、「文修飾」の副詞の典型と見なされてきた法副詞の認識的法表現としての機能は、実は、それが文のPAを修飾するという働きに由来するという説明を可能にすることである。

(3.171) c. *Possibly/Certainly/Probably* John missed the train.

の法副詞は、次のように、「I believe...」という話者の信念（判断）を表す表現にパラフレーズされることに注目されたい。

25) (3.171a)はこのような特殊な場面でなく、普通の場面で発せられた場合には、出来事の発生を表す報告文である。発話の場面から切り離して見た場合には(3.171a)のような定言的平叙文は、注20)で述べた Kiparsky and Kiparsky (1971, p.367) の指適通り曖昧である。

(3.174) *I believe it possible/certain/probable (or I believe it possibly/certainly/probably true) that John missed the train.*

このようなパラフレーズが可能であることから見て、法副詞がPA、すなわち、認識的法性を顕現化していることに間違いはない。ただし、このパラフレーズを見ると、法副詞は意味上はPM (=TRUE)を修飾しているように見える。事実、法副詞は基本的には命題が真である可能性／必然性／蓋然性を表す表現であるので、法副詞を含む(3.171c)は‘It is possible/certain/probable that John missed the train.’という意味を表すことは事実である。しかし、(3.171c)は単純に(または客観的に)命題が真である可能性／必然性／蓋然性を述べるのではなく、話者の主観的判断としてそれを述べるものである。したがって、法副詞の意味はPMにかかわる意味でありながら、同時にPAを修飾し、主観的な認識的法性を顕現化するものと見なす必要がある。法副詞をPA修飾語と見なすべき理由は他にもある。法副詞は、第1章でも述べたように主観的認識的法性を表す主観的認識表現である。§1.1.3.2で述べたように、主観的認識表現は否定の対象とはなり得ず、疑問文や副詞節中で用い得ない<sup>26)</sup>。

- (3.175) a. \*Not *possibly/certainly/probably* John missed the train.  
 b. \**Possibly/Certainly/Probably* did John miss the train?  
 c. \*If *possibly/certainly/probably* John missed the train, he won't arrive in time.

これらの事実は法副詞をPA修飾語と見なすと非常にうまく説明ができる。なぜなら、文を作用域とする否定辞の作用は、通常の場合、命題部(PM(*p*))にのみ及ぶからである。定言的平叙文の発話の意味構造IP(PA(PM(*p*)))に含まれる否定辞がこの原則に従うとすると、否定辞が否定し得るのはPMないし*p*(またはその中に含まれる要素)であって、IPやPA(または

26) Quirk et al. (1985, §8.130, Note a)によると、法副詞のうち *perhaps, possibly, conceivably* などは「ひょっとして」というある種の疑念(doubt)を表す意味で疑問文中で用いた場合、十分ではないが容認可能である。

(i) Can you *possibly/perhaps* see her now?

ただし、この用法はこれらの副詞が文中の位置を占める場合に限られ、文頭の位置を占める場合は容認不可能となるという。一方、Bellert (1977, p.344)も *perhaps* や *definitely* が疑問文中で用いられる場合があることを指摘している。

(ii) Has John *perhaps* been here before?

(iii) Has John *definitely* made up his mind?

(ジョンは確かに決心したのですね)

ただし、Bellertはこの場合の *perhaps* や *definitely* は純粋な法副詞(purely modal adverb)ではないと言っている。

その中に含まれる要素)は否定辞の作用域内には含まれない。このような IP, PA をなんとか否定するには、文が遂行する発話行為を表現する遂行動詞や命題態度そのものを表現する思考動詞を用いてそれに否定辞を付加するしかない。法副詞が PA 修飾語であると仮定すると、(3.175a)ではこのように本来的に否定不可能な PA 要素を無理に否定していることになり、不自然な意味となる。一方、疑問文の発話の意味構造は、平叙文のそれと異なり、行為指導型であり、その PA の内容は 'I BELIEVE (P)' ではない。したがって、法副詞が平叙文の PA 修飾機能しか持たない表現であるとする、(3.175b)は行為指導型の発話の意味構造に適合しない要素を含むことになり、そこからこの文の意味上の変則性が生じると説明できる。また、副詞節はそれが adjunct と disjunct のいずれであってもそこに含まれる構造は命題  $p$  のみか、真理命題  $PM(p)$  である。したがって、法副詞が PA 修飾語であるとする、 $p$  または  $PM(p)$  しか含まない副詞節に法副詞が生じている (3.175c) は、当然、意味上変則的な文となる。このように、(3.175)に見られる法副詞の統語上の振舞いは、法副詞が PA 修飾語であると仮定することによって適切かつ統一的に説明でき、それゆえ、この事実は法副詞を PA 修飾語と見なすことの妥当性を示すものと考えられる。

§1.1.3.2. で見たように、認識的法性に主観的・客観的の区別があるとした場合、顕現化が問題となるのは上で見た主観的認識的法性の場合のみである。なぜならば、主観的認識的法性は話者の判断/信念そのものであるのに対し、客観的認識的法性は話者の判断/信念の内容、すなわち、命題の一部を成すものであるもので、それは表明されなければならないからである。たとえば、

(3.176) *It is possible/certain/probable that John missed the train.*

における *it is possible/certain/probable that...* という客観的認識表現は、それ自体 *that* 節が表す出来事発生の可能性/必然性/蓋然性を述べるもの(それゆえ、認識表現である)ではあるが、文全体の発話の意味から見れば、「... が真であると判断する/思う」という話者の判断/信念の内容を成すものであり、文の発話の意味構造においては命題  $p$  の内容を成すものである。客観的認識表現が命題の要素であることは、法副詞とは逆に、否定の対象となり得、疑問文や副詞節中で用い得ることによっても裏付けられる。

#### 3.4.3.4. 義務的法性の由来

本稿の発話の意味構造に基づく法助動詞の意味分析においては、法助動詞が表す法性の種類は、1)法助動詞固有の核意味、2)法助動詞を含む文が発話の場で果たす機能、3)法助動詞を含む文が表す命題の種類、といった要因の相互作用によって生み出されると仮定する。法助動

詞を含む文が発話の場で果たす機能とは発話行為としての機能であると言い換えることができるが、さらに根本的に考えると、発話の場において話者によって発せられた文が聴者に対して果たす機能は次の二つの基本的な機能に大別される。

(I) 陳述的機能 (representational function)

——話者が周りの(物理的/心理的)世界についての自らの認識/知識を聴者に陳述する機能

(II) 手段的機能 (instrumental function)

——話者が聴者(またはその他の者)に働きかけ、周りの世界に変化を生じさせるために用いた場合の文の機能

この'representational'と'instrumental'という名称はPerkins(1983, pp. 13-15)からの借用であるが、言語のこれら二つの基本的機能は従来から幾人もの学者によって指摘されているものである。たとえば, Austin(1962)の'constative'対'performative', Halliday(1970)の'ideational' function対'interpersonal' function(→§1.2.1.1), Davies(1979)の'interpretational meaning'対'interactional meaning'(→§1.2.1.2)の区別は、それぞれ、上の(I)と(II)の機能の区別に相当する。なお、§2.5で述べた発話行為の四つの型のうち、陳述表示型と感情表明型の機能は(I)陳述的機能に属し、行為指導型と行為拘束型の機能は(II)手段的機能に属するものと考えられる。

注目すべきことは、法助動詞の法性を決定する要因の3)として本稿が想定する、文の表す命題の種類が、上の(I)と(II)に示した言語の二つの基本的機能に対応すると考えられることである。本稿では法助動詞の意味分析に真理命題、行為命題、単純命題という三種の命題の型を仮定する。真理命題と行為命題は単純命題を内に含む複合命題である(→§3.2.2.2)。陳述的機能を果たす文(の発話)は、ある命題が真であるという話者の認識/知識を伝達するものである。その文の内容は真理命題である<sup>27)</sup>。一方、手段的機能を果たす文(の発話)は、その文の命題の実現(によって周りの世界に変化を生じさせること)を聴者(その他の者)に求めるものである。その文に含まれるものは実現を求められている命題、すなわち、行為命題で

27) 陳述的機能を果たす文のうち、感情表明型の発話行為を遂行する文、たとえば

- (i) a. I apologize for *not coming sooner*.  
b. I regret *not having worked harder*.

における補文の内容は、真理命題ではなく、事実命題と呼ぶべきものであると§3.2.2.2で述べた。しかし、これらの文全体は、陳述表示型とは異なる型の発話行為を遂行するものの、話者が自らの感情に対する認識を述べるもので、文全体の内容は一種の真理命題を成すものと見なせなくはない。もっとも、(ia, b)が感情表明型の発話行為を遂行する場合には、この真理命題が遂行動詞を含むがゆえに後述の「遂行的解釈」を受けることになる。

ある。真理命題と行為命題がのように言語の二つの基本的機能に対応するものであるとすると、陳述的機能を果たす陳述表示型発話行為を遂行する文が真理命題を含み、手段的機能を果たす行為指導型発話行為を遂行する文が行為命題を含むのは当然のこととなる。

文の発話が上の(I)と(II)のいずれかの機能を果たすものとする、今行なった考察から、文に含まれる命題の基本的な種類は真理命題と行為命題という複合命題と、その構成要素を成す単純命題の三種ということになる<sup>28)</sup>。本稿で法助動詞の核意味における命題変項の値をこれら三種とするのは、このような考え方に基づく。一つの文(節)の表す命題の種類がこれら三種のいずれかであるとすると、法表現は意味上節に相当するものを従える表現であり、その節相当部の内容がこれら三種の命題のいずれかであるので、法表現を含む文(節)の意味内容は(法表現の意味を単に「法表現」と略して表すと)

- 1) 法表現+真理命題 [認識的法性]
- 2) 法表現+行為命題 [義務的法性]
- 3) 法表現+単純命題 [動的的法性]

の三種となるはずである。法表現の意味は可能性/必然(必要)性/蓋然性といった法概念であるので、1)の場合の法表現は真理命題の様相(modality)、すなわち、命題が真である可能性/必然性/蓋然性という認識的法性を表すことになる。他方、2)の場合の法表現は行為命題の様相、すなわち、実現されるべき命題の実現の可能性/必要性という義務的法性を表すことになる。また、3)の法表現は単純命題が表す事態発生の可能性/必要性、すなわち、動的的法性を表すことになる。

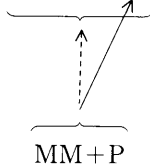
ところで、上の三種の文(節)の意味内容は法表現を含む文(節) [以下、便宜上、略して「法表現文」と呼ぶ] が発話の文脈(場面)から離れて持つ基本的意味内容である。そしてこの基本的意味内容を持つ文(節)が実際の発話の文脈(場面)においては(I)陳述的機能、ないしは(II)手段的機能を果たすのである。陳述的機能を果たす発話行為は陳述表示型と感情表明型であり、手段的機能を果たす発話行為は行為指導型と行為拘束型であるが、これら二機能を果たす法表現が遂行する発話行為は、法表現の意味ゆえに、陳述表示型と行為指導型に限られている<sup>29)</sup>。したがって、法表現文が意思伝達場で果たす機能はこれら二つの型の発話行為のいずれかであると言い換えることができる。

そこで、まず、法表現文が陳述表示型発話行為を遂行する場合を考えて見よう。法表現文は陳述的、手段的いずれの機能も果たすことができるが、陳述的機能を果たす陳述表示型発話行

28) §3.4.2.2および前注で述べた事実命題は専ら感情表明型発話行為を遂行する遂行動詞や叙実的述語の補文としてのみ生じるもので、文の発話の(I)と(II)の機能と直接かかわりを持つものではない。また、事実命題は法表現と共起し、法表現の意味に作用することはない。

為を遂行する場合でも、法表現文の解釈は基本的にはあいまいである。この場合、法表現文自体の意味内容が、次に示すように陳述表示型発話行為の発話の意味構造における命題 ( $p$ ) の内容を成すという解釈と、命題態度+真理命題 (PA (PM ( $p$ ))) の部分を成すという解釈の二通りの解釈が可能だからである。

(3.177) IP (PA (PM ( $p$ )))



〈注〉 MM は法表現の意味、P は法表現文の命題部を表す。

法表現文の意味内容全体が発話の意味構造の命題の内容を成すという実線で示した解釈 [以下, 「命題的解釈」と呼ぶ] は、法表現文の命題部が 1) 真理命題, 2) 行為命題, 3) 単純命題のいずれの場合にも存在する。これは法表現自体が陳述表示型の発話の意味構造に含まれる真理命題を構成し得る述語となり得るからである。

- (3.178) a. *It is possible/certain/probable that* John visited his parents. [法表現+真理命題]  
 b. *John is required/permitted to* visit his parents. [法表現+行為命題]  
 c. *John is able/needs to* visit his parents. [法表現+単純命題]

これらは法表現文の意味全体が陳述表示型の発話の意味構造における命題として解釈される典型的な例である。このように命題的解釈を受ける場合、基本的に認識的法性を表す「法表現+真理命題」の (3.178a) は客観的認識的法性を表すものと解釈され、他方、基本的に義務的法性を表す「法表現+行為命題」の (3.178b) は非逐行的義務的法性を表すと解釈され、また、「法表現+単純命題」の (4.178c) は基本的意味通り動的的法性を表すと解釈される。

法表現文には、このような命題的解釈以外に、(3.177) で点線で示したようにその意味内容

29) 「能力」を表す can や「意志」を表す will を含む、

- (i) a. I *can* give you a ride.  
 b. I *will* come back.

のような文が、〈申し出〉や〈約束〉といった行為拘束型の発話行為を遂行することがあるが、この型の発話行為は (ia, b) が直接的に遂行する発話行為ではなく、これらの法表現文が遂行する間接的発話行為である。法表現文が直接的に遂行する発話行為はここで述べているように陳述表示型と行為指導型に限られる。



が陳述表示型発話の意味構造の PA (PM( $p$ )) に対応するものとしての解釈が可能である [この場合、法表現は PA (話者の判断/認識) にかかわる意味を表すと解釈されるので、この解釈を「認識的解釈」と呼ぶことにする]。この認識的解釈を受ける法表現文の意味内容には制限がある。なぜなら、認識的解釈は法表現文の命題部が対応する陳述表示型発話の意味構造の命題部と同じ型、すなわち、真理命題でなければならないからである。行為命題や単純命題を含む法表現文、たとえば、(3.178b, c) や次のような文の法表現が PA にかかわると解釈される認識的解釈を受けることはない。

- (3.179) a. I *require/permit* you to park here. [法表現+行為命題]  
 b. It is *necessary/possible* for you to park here. [法表現+単純命題]

さらに、認識的解釈を受けるためのもう一つの条件は、法表現が陳述表示型発話の意味構造の命題態度 PA を修飾し、それを顕現化することができるということである。この条件を満たさないため、§1.1.3.2で客観的認識表現として例示した *it is possible/certain/probable that...*, *there is a possibility/probability that...* などの法形容詞/名詞表現は、真理命題を従えはするものの、認識的解釈を受けることはない。したがって、(3.178a)の法表現は客観的認識的法性を表すとのみ解釈される。これに対して、認識的解釈を受ける法表現は話者の命題態度、すなわち、主観的判断/認識を聴者に伝達するものとなるので、主観的認識的法性を表すことになる。第二の条件を満たし、真理命題を伴い、認識的解釈を受ける法表現は、英語では、法副詞、法助動詞、その他§2.5で命題態度表現と述べたもの(実例は→(2.38))である。

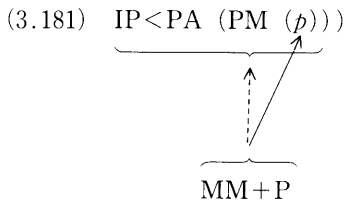
- (3.180) a. *Possibly/Surely/Perhaps* John is at home.  
 b. John *may<sub>E</sub>/must<sub>E</sub>/will<sub>E</sub>* be at home.

(3.177) に示した認識的法性に関する二つ解釈が可能なのは英語では法助動詞に限られており、法助動詞はさらに義務的法性、動的法性に関しても異なった種類を表し得る。

なお、法表現文の認識的解釈と前節で述べた認識的法性の顕現化との関係について一言述べておこう。法表現文の認識的解釈というのは、上述のように、法表現がそれを含む文が遂行する陳述表示型発話行為の発話の意味構造における PA を修飾する(ことによってそれを顕現化する)という解釈である。それゆえ、法表現文の認識的解釈とは、法表現が認識的法性を顕現化すると解釈することに等しい。

次に法表現文が手段的機能を果たす行為指導型発話行為を遂行する場合を考えてみよう。この場合にも、法表現文が陳述表示型発話行為を遂行する場合と同様、法表現文の意味内容とそれが遂行する行為指導型発話行為の発話の意味構造の間に、(3.177) に示した関係と類似の関

係を想定することができる。



すなわち、法表現が行為指導型発話行為を遂行する場合でも、基本的には二通りの解釈があると理論的には考えられるのである。しかしながら、この場合には、(3.177)の場合と異なり、実線で示した命題的解釈は不可能である。その理由は次の通りである。行為指導型発話行為の命題内容が満たすべき条件として Holmberg (1979, p.238) は次の三つの条件があることを指摘する。

1. The action is volitional. ((主動詞が表す) 行為が意志を伴うものである)
2. The actor is the addressee. (行為者は聴者である)
3. Time-reference is non-past. ((行為が実行される) 時は非過去である)

ここで問題にするのは1の条件であるが、本稿でも行為指導型発話行為の発話の意味構造における命題の種類は行為命題であるとして、この1の条件と同じ内容の制限を設けている。行為命題に含まれる行為の内容(単純命題の内容)は行為者が自分の意志で実行できる(self-controllable)ものでなければならない。次の文は、行為指導型発話行為を遂行する命令文でありながら、命題の内容がこの条件を満たさないために非文となる。

- (3.182) a. \*Know the answer.  
 b. \*Resemble your father.  
 c. \*Be glad.

法表現文に(3.181)に実線で示した命題的解釈が存在しないのはこれと同じ理由による。法表現自体は、(3.182)の各文の述語と同様、行為を表すものではなく、意志を伴わない状態を表すものである上、法表現文が発話される場合には平叙文の形式を取るため、法表現文全体が真理命題の命題内容を構成するという解釈は可能であっても、行為者の意志によって実現し得る行為命題の命題内容を成すという解釈は不可能である。たとえば、法表現を含まない You come

here. という文の発話は、この文の意味内容全体が〈命令〉の命題内容を表すと解釈され、その発話が〈命令〉という発話行為を遂行するという解釈が可能である。これに対し、*You can/are able to come here.* という法表現文の意味内容が〈命令〉の命題内容を成すと解釈され、この文の発話が「ここに来ることができるようにせよ」という内容の〈命令〉と解釈されることはない。

法表現文が行為指導型発話行為を遂行するのは、(3.181) に点線で図示したように、法表現文が全体でこの型の発話行為の発話の意味構造を構成すると解釈された場合に限られる。この場合、法表現文の意味内容「法表現+命題部」のうち、法表現が行為指導型発話行為の発話の力を表し、命題部がこの発話行為の行為命題を成すと解釈される〔法表現が発話の力を表すとの解釈であるので、以下法表現文のこの解釈を「遂行的解釈」と呼ぶ〕。このような遂行的解釈が可能な法表現文は、当然、その意味内容が「法表現+行為命題」であるものに限られる。法副詞／法形容詞／法名詞表現は真理命題しか伴うことができないので、これらを含む法表現文が遂行的解釈を受けることはない。また、単純命題のみを従える *be able to/need to* といった法表現を含む文、たとえば、*You are able to/need to take a rest.* が（特別な文脈で間接的に遂行する以外に）行為指導型発話行為を遂行すると解釈されることはない。遂行的解釈を受け得る法表現は、英語では、行為命題を伴うことのできる法助動詞、（そして義務／許可の意を表すところから法表現の一種と見なすとすれば）義務／許可の意の遂行動詞に限られる。なお、命令文という形式もこの法表現の一種に含めればこの形式もこの類に属することになる。

ところで、遂行的解釈というものは法表現にのみ可能なのではない。この解釈は、その名称が示す通り、本来は遂行動詞すべてに可能な解釈である。たとえば、

- (3.183) a. I *ask* you to do me a favor.  
 b. I *order* you to put down your arms.  
 c. I *advise* you to accept his offer.  
 d. I *promise* you to go tomorrow.

のような一人称主語を持つ現在時制の遂行動詞を含む文は明示的遂行文 (explicit performative) の例と扱われることが多いが、実際にはこれらの文はその形式からして定言的平叙文と解釈することも可能である。この解釈はこれらの文の意味内容全体が陳述表示型発話行為の命題内容を成すという命題的解釈であり、この場合これらの文は反復的（習慣的）出来事と表すと解釈される。たとえば、(3.183a)が次のような文脈で用いられれば、この命題的解釈を受けるのが普通である。

- (3.184) I *ask* you to do me a favor whenever you come.

これに対し、(3.183)の各文が遂行的文として機能するのは、これらの文の遂行動詞がそれぞれ〈依頼〉、〈命令〉、〈忠告〉、〈約束〉という発話の力を表し、不定詞節が行為命題を表すと解釈される遂行的解釈を受けた場合であると考えられる。

このように遂行的解釈は遂行動詞を含む文に一般的に生じる解釈であるが、同じ解釈が「法助動詞+行為命題」を意味内容とする法表現文にも生じると本稿では考える。たとえば、*You can<sub>DE</sub>/must<sub>DE</sub> leave.* は、(3.183)の遂行動詞を含む文と同様、命題的解釈と遂行的解釈のどちらも受けることができ、命題的解釈を受けた場合の *can<sub>DE</sub>/must<sub>DE</sub>* の表す法性は非遂行的義務的法性であり、遂行的解釈を受けた場合のその法性は〈許可〉、〈要請〉の発話の力、すなわち、遂行的義務的法性である。

上の§3.2.3で、一般には法助動詞が表すとされている認識的法性と義務的法性は、法助動詞固有の意味ではなく、法助動詞を含む文(の発話)に潜在するもので、法助動詞はそのような潜在的法性を「引き出す」役割を果たすと本稿では考える、と述べた。法助動詞を含む文が陳述表示型発話行為を遂行するものとして用いられた場合、法助動詞は、上で考察した法副詞や副詞節同様、それを含む文の発話の意味構造のPAを修飾するという認識的解釈を受けることが可能であるとすれば、それによって(主観的)認識的法性を「引き出す(顕現化する)」と行うことができる。一方、法助動詞を含む文が手段的機能を果たすものとして、すなわち、行為指導型発話行為を遂行するものとして用いられた場合には、その文の法助動詞を除いた部分がこの発話行為の行為命題を成すものとして、法助動詞がその発話の力を表すものとして遂行的解釈を受ける。法助動詞は本来可能性／必然(必要)性／蓋然性といった法概念を表すもので、発話の力を表現するものではないが、それが〈要請〉、〈許可〉といった発話の力、すなわち、遂行的義務的法性を表すと見なされるのは、この遂行的解釈による。遂行的義務的法性に含まれる遂行性は、このような法助動詞のいわば「再解釈」によって行為指導型発話行為を遂行する文から「引き出される」のである。

### 3.4.4 まとめ

法助動詞の意味に対する本稿の分析方法についてこれまで述べてきたことをここでまとめておこう。

法助動詞は、たとえば *can*, *may*, *must*, *need* のものとして§3.2.2.3に示したような意味核を中核とする核意味をその固有の意味(語彙目録に登録される意味)として持つと分析する。核意味は意味核のほかに文脈的要因として法助動詞の機能の決定に関与する(言語)外的要因の変項Xと命題の種類を示す命題変項Pを含む。法助動詞がそれを含む文の発話の場で表すとされる意味(法性)は、1)主観的認識的法性、2)客観的認識的法性、3)遂行的義務的法性、4)非遂行的義務的法性、5)中立的(命題指向的)動的的法性、6)主語指向的動的的法性、の六種

類に分類できるが、これらの意味(法性)は法助動詞固有の核意味と文脈的要因の相互作用から生じるものと本稿では考える。なお、法助動詞の核意味と文脈的要因の相互作用から六種類の意味(法性)が生じるというのは、厳密に言うとは、話者が法助動詞を含む文を特定の文脈で発した場合、聴者が核意味と文脈的要因との相関関係に基づいて六種類のうちのどの特定の法性が意味されているかを割出すということである。また、話者は自らも聴者としてのこの意味解釈能力を保有しており、この意味解釈能力に依存して法助動詞を用いると考える。

文脈的要因の一つ、(言語)外的要因は核意味に作用して法助動詞の意味の解釈に種類を生み出す言語外的要因であり、話者の判断/信念を生み出す証拠または知識、義務の源、主語に内在する要素(能力、意志、願望等)、主語の外側にある様々の事情といった外的要因が認識的法性、義務的法性、動的法性の区別、中立的動的法性と主語指向的動的法性の区別を法助動詞の意味解釈に生じさせる。

文脈的要因のもう一つは法助動詞が従える命題の種類である。この命題は法助動詞を含む文の法助動詞を除いた主語と述語によって表されるもので、その種類は真理命題、行為命題、単純命題の三種である。真理命題と行為命題は単純命題を内に含む複合命題であるが、真理命題と行為命題は人間の言語の基本的な二つの機能、すなわち、(I)陳述的機能と(II)手段的機能のそれぞれを果たすために文が備えているべき基本的意味内容である。本稿ではこのような考え方にに基づき、真理命題と行為命題、およびその構成要素である単純命題を命題の基本的な種類と見なす。そうすると、法助動詞だけでなく法表現全般に関して、法表現が従える命題の種類がこれら三種のいずれであるかによって、法表現が表す法性が基本的には次の三種に分かれることになる。

- 1) 法表現+真理命題 [認識的法性]
- 2) 法表現+行為命題 [義務的法性]
- 3) 法表現+単純命題 [動的法性]

1)の場合の法表現は真理命題の様相、すなわち、(単純)命題が真である可能性/必然性/蓋然性を表すと解釈されるが、これは認識的法性である。2)の場合の法表現は行為命題の様相、すなわち、実現されるべき命題の実現の可能性/必要性を表すことになるが、これは義務的法性である。3)の場合の法表現は単純命題が表す事態の発生の可能性/必要性を表すが、このような可能性/必要性は動的法性である。このような考え方をとると、一般に法表現の一種である法助動詞が表すとされている法性が基本的には認識的、義務的、動的法性の三種であるのはなぜか、なぜこれら三種に限られるのか、その理由が言語の基本的機能に基づいて説明できることになる。なお、法表現のうち三種類の命題のすべてを伴うことができるのは法助動詞のみであり、このことから法助動詞の多義性が由来する。

本稿の分析では、上述の(言語)外的要因と命題の種類に加えて、法助動詞の核意味が法助動詞を含む文の遂行する発話行為にどのように関与するかが法助動詞の意味機能の解釈に重要な関連を持つと考える。本稿では、文の発話がなんらかの発話行為を遂行する際、その発話の力を含め、文の発話が伝える意味(効果)の総体を「発話の意味構造」という構造として捉える。発話の意味構造は基本的には「発話の力(命題部)」という二つの部分から成る。発話の力の部分は、さらに、発話の目的(IP)と命題態度(PA)に分かれ、命題部は真理命題または行為命題から成る。これらは複合命題であり、命題的法性(PM)と単純命題( $p$ )から成る。法助動詞を含む文[以下略して「法助動詞文」]は、他のすべての種類の文と同様、基本的には陳述的機能が手段的機能を果たすために用いられる。発話行為という観点からすると、法助動詞文が陳述的機能と手段的機能を果たすために用いられた場合に遂行する発話行為は、法助動詞の基本的意味(核意味)ゆえに、陳述表示型と行為指導型に限られる。

陳述表示型発話行為を遂行する文の典型は定言的平叙文であり、その発話の意味構造の内容は、真理命題が真であるという話者の判断/信念である命題態度PAを聴者に伝達することを発話の目的IPとするものである。一方、行為指導型発話行為を遂行する文の典型は命令文であるが、その発話の意味構造の内容は、行為命題の表す事態を実現してほしい(実現すべきである)という話者の願望(当為判断)を命題態度PAとし、この命題態度が動機となって聴者に当の事態の実現を要請/強要することを発話の目的IPとするものである。真理命題と行為命題の区別は、前者の命題的法性が真理的法性(truth modality)であり、後者のそれが行為的法性(action modality)であるところにあるが、真理的法性を‘TM’、行為的法性を‘AM’という略号で表すとすると、上述の内容の陳述表示型、および行為指導型の発話の意味構造は、それぞれ、次のa)、b)のように表示できる。

- a) IP (PA (TM ( $p$ )))
- b) IP < PA (AM ( $p$ ))

a)とb)においてIPとPAをつなぐ記号を異なるものにしたのは、陳述表示型発話行為においては認識的態度であるPAは意味論的に含意されるのに対し、行為指導型発話行為におけるPAは動機的態度であるため、語用論的にのみ含意されるからである。

本稿では、上述のように、一般に法助動詞が表すとされる種々の法性は法助動詞固有の核意味と文脈的要因との相互作用から生じるものと考え、核意味と文脈的要因の一つである発話の意味構造との相互作用とは、法助動詞文の発話が遂行する発話行為の発話の意味構造において法助動詞の核意味がどのような役割を果たすかということである。法助動詞文は、他のすべての種類の文がそうであるように、基本的には陳述的機能ないしは手段的機能を果たすために用いられる。そして前者の機能を果たすために用いられた法助動詞文が遂行する発話行為は

陳述表示型であり、後者の機能を果たすために用いられた法助動詞文が遂行する発話行為は行為指導型である。法助動詞文の意味内容は法助動詞の核意味(CM)と法助動詞を除いた部分の表わす命題部(P)から成る。Pの中身は真理命題、行為命題、単純命題のいずれかである。法助動詞の核意味と発話の意味構造の関係で、法助動詞の意味解釈に影響する重要な点は、法助動詞文の意味内容(CM+P)がこの文の遂行する発話行為の発話の意味構造のどのような部分を占める(と解釈される)かということである。一般に法表現(を含む)文が陳述表示型発話行為を遂行する場合、法表現文の意味内容「法表現+命題部(=真理命題/行為命題/単純命題)」が全体として、発話の意味構造 $IP(PA(TM(p)))$ の単純命題 $p$ の内容を成すという解釈の可能である。この解釈、すなわち、命題的解釈を受けた法表現文の法表現は命題部の内容が1)真理命題、2)行為命題、3)単純命題のいずれであるかに対応して、1)客観的認識的法性、2)非遂行的義務的法性、3)動的法性を表すことになる。法表現文が陳述表示型発話行為を遂行する際のもう一つの可能な解釈は、法表現文の意味内容が「法表現+真理命題」である場合に限って、その意味内容全体が発話の意味構造 $IP(PA(TM(p)))$ における $PA(TM(p))$ を成すという認識的解釈である。認識的解釈を受け得る法表現は、真理命題を伴うことのできる法表現のうち、法副詞、法助動詞、その他の若干の慣用表現に限られている。法表現文が認識的解釈を受ける場合にはそれに含まれる真理命題が発話の意味構造の $TM(p)$ を成し、法表現が $PA$ を修飾するという解釈が行なわれ、そのため、(3.167)に示した修飾語付加による顕現化の原則的作用により $PA$ 修飾の法表現が主観的認識的法性(話者の主観的判断/信念)を顕現化すると解釈が生まれる。

一方、法表現文が行為指導型発話行為を遂行する場合には、法表現の意味内容が「法表現+行為命題」である場合に限って、法表現文の意味内容全体がそっくり行為指導型発話行為の発話の意味構造 $IP<PA(AM(p))$ の内容を成すという遂行的解釈が可能となる。遂行的解釈を受ける典型的な文は遂行動詞を含む文であるが、法表現の中で法助動詞のみが遂行動詞と同様にこの遂行的解釈を受け得る。「法助動詞+行為命題」が遂行的解釈を受けた場合の法助動詞の表す法性が遂行的義務的法性である。

以上本章では、法助動詞の多義性を説明する本稿の意味分析法の構想を述べ、どのような道具立てを整えて法助動詞の意味分析に当たるかを解説した。また同時に、分析の道具立てを成す発話の意味構造や命題の種類を想定することの妥当性を論証する議論も試みた。(完)

## References

- Austin, J.L. (1962) *How to Do Things with Words*. London: Oxford University Press.  
 Bellert, I. (1977) "On Semantic and Distributional Properties of Sentential Adverbs". *Linguistic Inquiry* 8, pp.337-351.  
 Davies, E.C. (1979) *On the Semantics of Syntax: Mood and Condition in English*. London: Croom

Helm.

- Halliday, H.M.K. (1970) "Functional Diversity in Language as Seen from a Consideration of Modality and Mood in English". *Foundations of Language* 6, pp.322-61.
- Holmberg, A. (1979) "On Whimperatives and Related Questions". *Journal of Linguistics* 15, pp.225-44.
- Kiparsky, P. and C. Kiparsky (1971) "Fact". In D.D. Steinberg and L.A. Jakobovits (eds.) *Semantics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Palmer, F.R. (1986) *Mood and Modality*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Perkins, M.R. (1983) *Modal Expressions in English*. London: Frances Pinter.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvik (1985), *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London & New York: Longman.
- Sweetser, E.E. (1982) "Root and Epistemic Modals: Causality in Two Worlds". *BLS* 8, pp.484-507.